

# 新たな生活困窮者支援制度

## 包括的な相談支援

### ◆自立相談支援事業

- ・訪問支援(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
- ・生活や就労に関する丁寧な相談支援を実施
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成
- ・ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・関係機関との連携、地域ネットワークの強化など

基本は現金給付ではなく自立に向けた人的支援を、有期により提供

本人の状況に応じた支援

居住確保支援

再就職のために居住の確保が必要な方

### ◆「住居確保給付金」の支給

- ・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

就労支援

就労に一定期間を要する方

### ◆就労準備支援事業

- ・就労に向けた日常・社会的自立のための訓練

なお一般就労が困難な方

### ◆「中間的就労」の推進

- ・直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の育成

早期就労が見込まれる方

### ◇ハローワークとの連携

- ・市とハローワークが連携した早期支援

緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な方

### ◆一時生活支援事業

- ・住居を喪失した方に対し支援方針決定までの間衣食住を提供

子ども・若者支援

貧困の連鎖の防止

### ◆学習等支援

- ・生活困窮家庭の子どもに対する学習支援や保護者への進学助言を実施

### ◆他の制度による支援事業・支援機関へのつなぎ・連携等